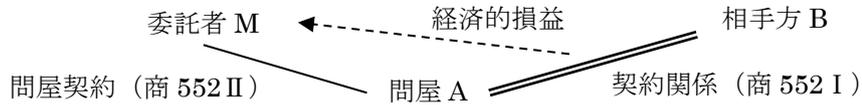


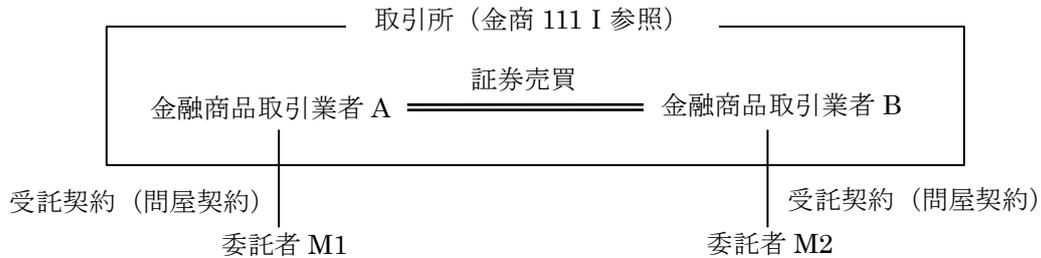
6. 問屋、金融商品取引業者

6-1. 問屋の意義、金融商品取引業者

(1) 問屋（といや）の意義（商 551。商 502⑩・4 I も参照）



(2) 金融商品取引業者



受託契約——受託契約準則（金商 133）

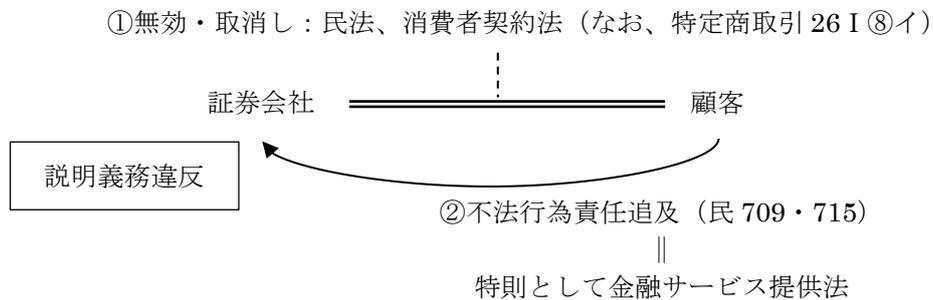
金融商品取引業者の規制

参入規制	金融商品取引業を行うには登録を受けなければならない（登録制）
財務規制	一定の金融商品取引業を行う会社に一定の資本金・自己資本比率の維持を要求（最低資本金規制・自己資本比率規制）
行為規制	顧客の勧誘に関して一定の行為を要求・禁止（勧誘規制） 顧客から預託を受けた有価証券は自己の固有財産と分別して管理しなければならない（分別管理義務）

* 勧誘規制

契約締結前の書面の交付 (金商 37 の 3)	業者の商号・住所、登録番号、手数料、当該金融商品取引契約の概要、損失が生ずることとなるおそれ etc.
禁止行為 (金商 38)	勧誘に関して虚偽のことを告げる、不確実な事項について断定的判断提供 etc.
適合性の原則 (金商 40①)	顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘をしてはならない

(3) 説明義務違反による損害賠償責任



商品の仕組み・リスク等についての説明義務→違反＝権利・利益の侵害

+ 故意・過失、損害、因果関係→損害賠償責任 (民 709)

事例 6-a 説明義務違反による損害賠償責任

A は、B 証券会社の従業員に勧められるまま、ワラント（新株予約権＝その会社の株式を一定価格で取得できる権利）を 3000 万円で購入した。勧誘の際に、従業員は、ワラントの意義や仕組み、権利行使期間を経過すればワラントが無価値になることについて全く説明しなかった。その後、A がワラントの仕組みをよく理解していなかったことから、権利行使期間中に A はワラントを行使も譲渡もせず、ワラントは無価値なものになった。

* 過失相殺 (民 722 II)

(4)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）

平成 12 年に制定（制定時＝金融商品の販売等に関する法律）

・重要事項説明義務（金融サービス 4）

・無過失責任（金融サービス 6）、損害額・因果関係の推定（金融サービス 7）

6-2.問屋の権利・義務

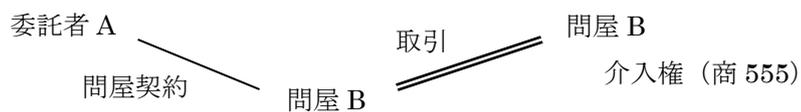
(1)報酬請求権・留置権

問屋＝取次ぎを業とする（6-1(1)）＝商人（商 4・502①）

→報酬請求権（商 512）——代理商・仲立人の報酬請求権の根拠でもある（5-2(4)）

留置権（商 557→31。5-1(3)）

(2)介入権（商 555）



(3)指値注文に違反する場合

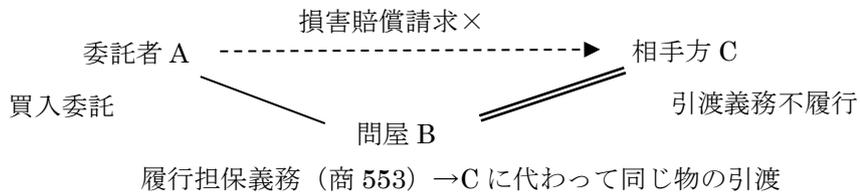
成行（なりゆき）注文 ⇔ 指値（さしね）注文



指値遵守義務 ← 善管注意義務（商 552Ⅱ、民 644）

指値に反する取引（商 554）

(4)履行担保義務（商 553）：委託者の保護、問屋制度の信用維持

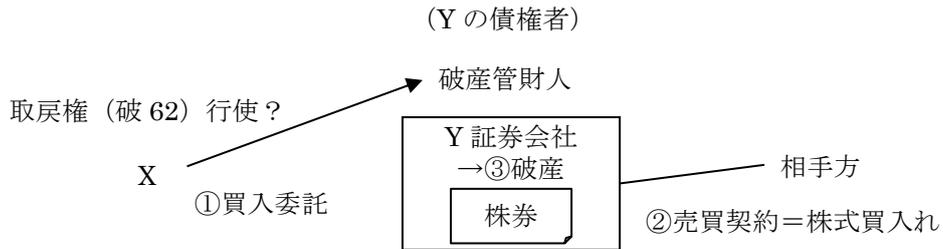


6-3.問屋の破産と委託者

(1)買入委託と問屋の破産

事例 6-b 買入委託と問屋の破産

X は、S 社の株式の買入れを Y 証券会社に委託した。Y 証券会社は、S 社の株式を買い入れ、その後株券を X に引き渡す前に倒産し、破産手続が開始された。X は株券の引渡しを破産管財人に請求できるか。



かつての通説：法形式を重視（売買当事者は Y）

⇔判例

最判昭 43・7・11 民集 22-7-1462

「問屋が委託の実行として売買をした場合に、右売買によりその相手方に対して権利を取得するものは、問屋であつて委託者ではない。しかし、その権利は委託者の計算において取得されたもので、これにつき実質的利益を有する者は委託者であり、かつ、問屋は、その性質上、自己の名においてではあるが、他人のために物品の販売または買入をなすを業とするものであることにかんがみれば、問屋の債権者は問屋が委託の実行としてした売買により取得した権利についてまでも自己の債権の一般的担保として期待すべきではないといわなければならない。されば、問屋が前記権利を取得した後これを委託者に移転しない間に破産した場合においては、委託者は右権利につき取戻権を行使しうるものと解するのが相当である。」

→利益衡量以外の根拠は？

(2)振替株式制度の下での処理

振替株式制度（「会社法Ⅱ」）＝上場会社について株券廃止

買付委託を実行した株式を証券会社が自己の口座に移した後で、顧客の口座に移す前に破産すれば、事例と同じ状態

(3)分別管理と投資者保護基金

証券会社破産時の取戻権行使の前提条件＝対象証券・金銭の分別

→分別管理義務（金商 43 の 2）

投資者保護基金（金商 79 の 20 以下）